

⑥ 地方消費税の清算基準の見直し

税の理屈に適うものの範囲での見直し（できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現する等）を行うこと。

※財政難のため白黒両面コピーとさせていただきます。

カラー版（PDF版）を岩手県ホームページに掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

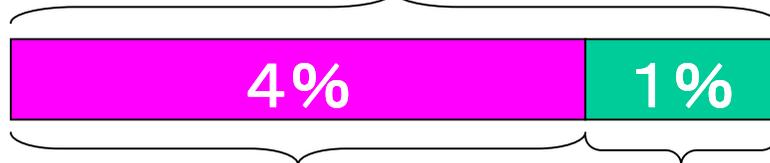
（ダウンロード、印刷配付などご自由にご利用ください。）

<http://www.pref.iwate.jp/syoku/>

⑥ 地方消費税の清算基準の見直し

現行制度

消費税(税率5%)



国の「消費税」

「地方消費税」

(注)各市町村は、都道府県間の「清算基準」によってその県に帰属した税収の1/2を「交付基準」によってあん分した金額が交付される。

清算基準

6/8 消費統計
1/8 人口
1/8 従業者数

A県

B県

C県

D県

1/2
ずつ

県分
市町村分

県分
市町村分

県分
市町村分

県分
市町村分

交付基準

1/2 人口
1/2 従業者数

X市 Y市 Z市 W町

現行の地方消費税の特徴

- (A) 他の税目(法人二税など)に比べて、税収が安定的。
- (B) 主要税目の中で、最も偏在度が低い。

→ 地方分権を支える重要な基幹税目
ただし、現行制度においては、次のような課題も・・・

課題

- (A) 偏在性の低い税目であるが、それでも一定の偏在性あり。
人口1人当り税収(全国平均=100の場合):東京146⇔沖縄 73.3
(2005(H17)年度決算清算後)
- (B) 市区町村レベルではかなりの格差が生じている(2005(H17)年度決算)
 - (B-1) 市区町村における人口1人当り交付金収入には大きな格差が生じる。
(例)千代田区(東京)=人口4.2万人;交付金90.0億円→21.6万円/人
大船渡市(岩手)=人口4.3万人; " 4.4億円→ 1.0万円/人
 - (B-2) 隣接する自治体間でも、どの県に所属しているかによって、交付金収入の水準に格差が生じる。
(例)青梅市(東京)=人口14.2万人;交付金収入15.5億円
入間市(埼玉)=人口14.9万人; " 11.5億円

改正の視点

- ・地方消費税を含め、消費税は、社会保障財源としての認識が定着してきている。
- ・社会保障に要する経費の4割は地方が負担しており、少子高齢化の進行で、地方の社会保障費も増大していく見込み。
- ・地方の社会保障費用は、介護、医療、生活保護など。
- ・できる限り人口比例的な地方税収の帰属を実現することが急務。
- ・税制の原則に従いつつ、必要な基準改正を実施すべき。
- ・現行基準のうち、“従業者数”が偏在度を高めている大きな要因。
(しかも、“従業者数”が用いられているのは、

個別地方間接税→消費譲与税→地方消費税
(～S63) (H元～8) (H9～)

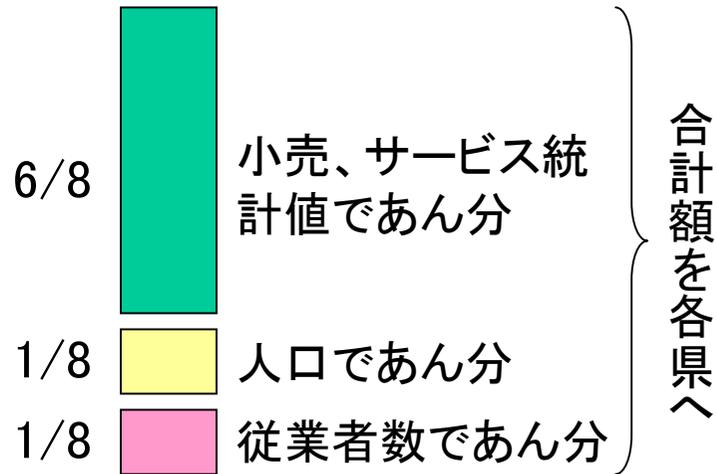
と制度改正が行われる中で、旧来の財源分布との激変緩和として導入された性格が強く、その後の税収規模や歳入歳出構造の変化に伴い、役割を終えたものと理解。)

- ・現行基準の“従業者数”を“人口”基準に吸収することは、消費地への帰属という税制原則の適うとともに、現行制度の枠内で、かつ、制度を簡素化しながら、税源偏在が一定程度縮小できる。

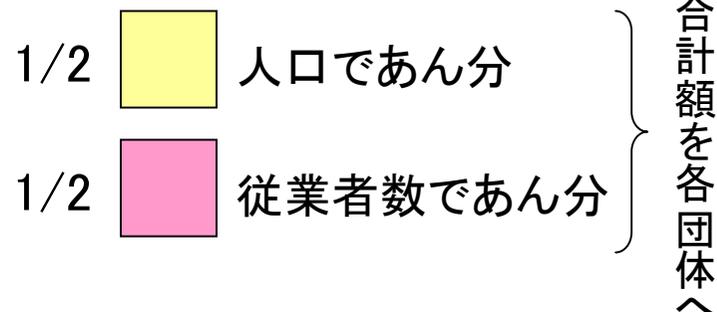
改正内容

現行

・都道府県間の清算基準

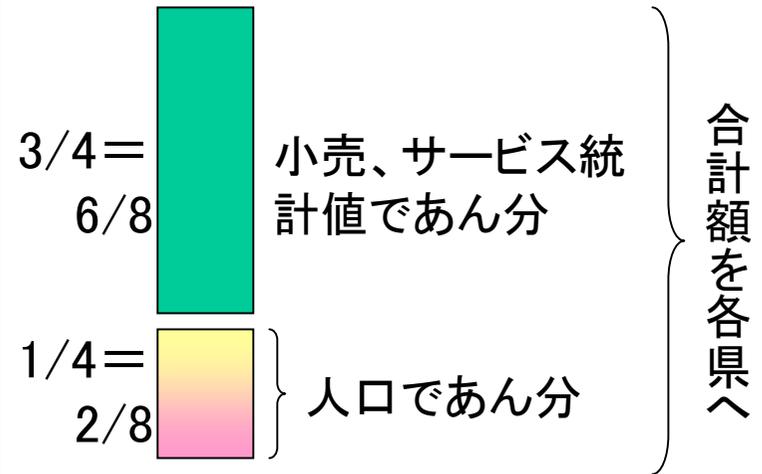


・県内市区町村への交付基準



改正案

・都道府県間の清算基準



・県内市区町村への交付基準

